

札幌市告示第638号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和4年札幌市告示第233号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

令和7年（2025年）2月13日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市白石区栄通10丁目138番の一部、139番1の一部
- 2 法施行規則第31条第1項（土壤溶出量）の基準に適合していない特定有害物質
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去